

健康保険証の発行終了に伴い 手続きも変わりました

健康保険証の新規発行が、2024年12月2日をもって終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する「マイナ保険証」の本格運用が始まります。これに伴い、従業員が入社したときの社会保険の手続きなどが一部変更になります。

新規発行も再発行もありません

2024年12月2日以降、健康保険証は発行されません。新たに資格取得をする従業員だけでなく、家族が被扶養者として認定を受けるときも同様です。また、婚姻等で氏名変更となる場合や健康保険証を紛失した場合についても、再発行はされません。

なお、すでに発行されているお手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

今後の手続き～資格確認書の発行

今後は医療機関等で保険診療を受ける際、基本的にマイナ保険証を利用することになります。マイナ保険証が利用できない人^{*}には「資格確認書」が発行されるため、これを医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

この「資格確認書」を迅速に発行するために、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」および「被扶養者(異動)届」に、新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられました。新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、この欄にチェックを

入れることで、発行手続きが速やかになります。

チェックが入っていない場合でも、マイナ保険証が利用できない人には、資格確認書が発行されますが、発行までに時間がかかるとされています。近い時期に医療機関等の受診予定がある場合などで差しさわりが生じますので、マイナ保険証が利用できない人の手続きを行う際には、資格確認書の発行の要否を確認の上、この欄をご利用ください。

※ マイナンバーカードを作っていない人や、健康保険証として利用登録を行っていない人等

マイナ保険証について確認を

今後の手続きは、マイナ保険証が利用できるか否かの情報を事前に入手しておくこととスムーズです。従業員の入社が決まったら、次の情報を入力しておくといでしょう。

- ① マイナンバーカードを作っているか
- ② マイナ保険証の利用登録状況

特に②については、登録の有無をご本人が把握されていないケースが多く見受けられます。手続きの段階で確認していると時間を要することにもなりかねませんので、ご注意ください。登録状況は、マイナポータルで確認いただけます。